

議案第76号

鳥取県町村職員退職手当組合格約を変更する協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を変更する協議をすることについて、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月9日

三朝町長 吉田秀光

平成17年9月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約（昭和36年告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「3人」を「2人」に改める。

別表を次のように改める。

（別表）

岩美郡 岩美町
八頭郡 若桜町 智頭町 八頭町
東伯郡 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町
西伯郡 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町
日野郡 日南町 日野町 江府町
鳥取県町村消防災害補償組合
日野町江府町日南町衛生施設組合
八頭環境施設組合
南部町・伯耆町清掃施設管理組合
鳥取中部ふるさと広域連合

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。